

管理にそなえ

管理規程抜粋：

(管理の目的)

第3条 早明浦ダムの管理は、次の各号に掲げるものをその目的とする。

- ① 洪水調節
- ② 吉野川の流水の正常な機能の維持
- ③ 徳島用水
- ④ 香川用水
- ⑤ 愛媛分水
- ⑥ 高知分水

(洪水)

第5条 洪水は、貯水池への流入量が毎秒800㎡以上である場合の当該流水

(洪水警戒体制)

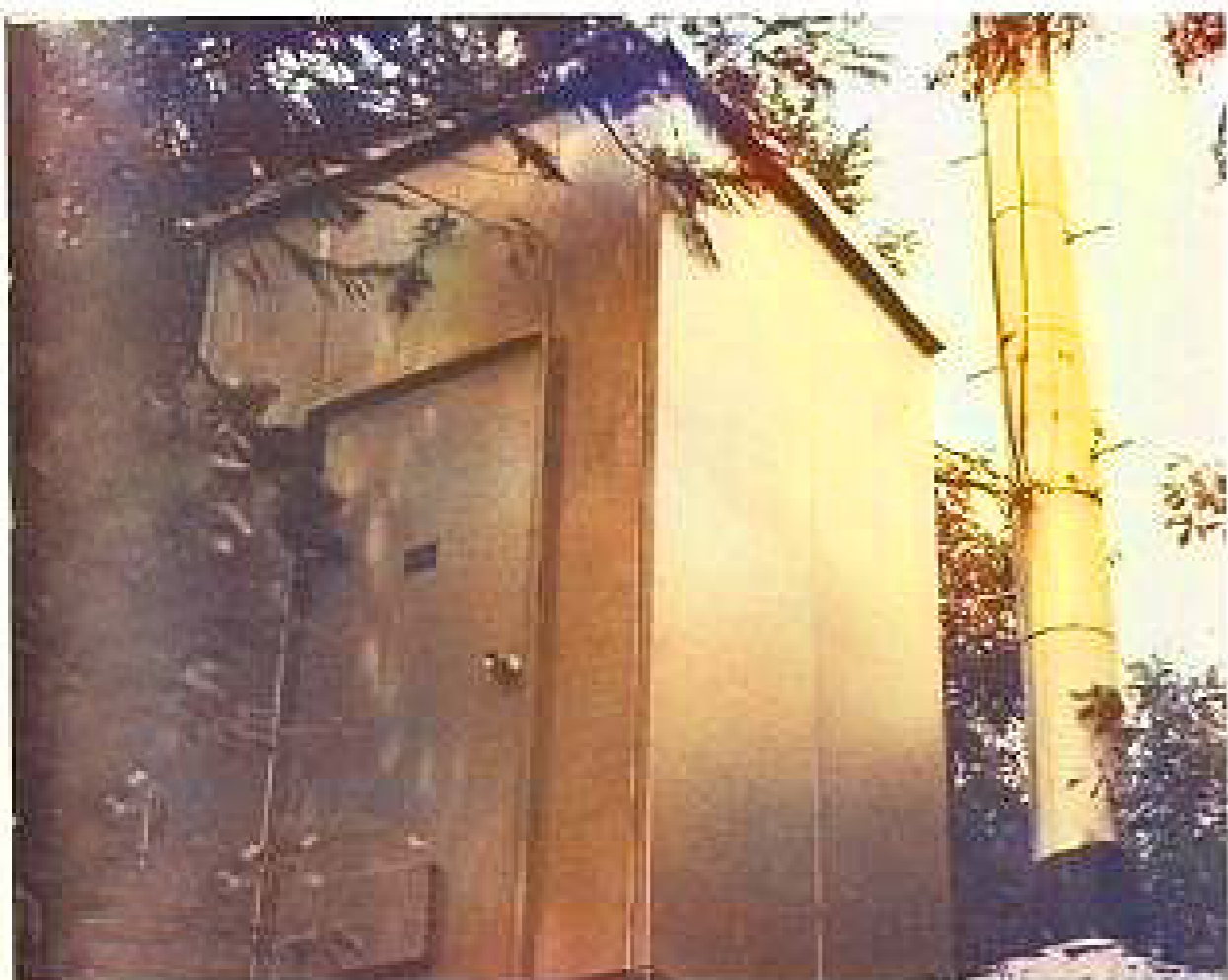
第17条 池田総合管理所長は、次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとる。

- ① 高知気象台から、降雨に関する警報が発せられたとき
- ② 建設省吉野川ダム統合管理所長から指示があったとき
- ③ その他洪水の発生が予想されるとき

(放流の原則)

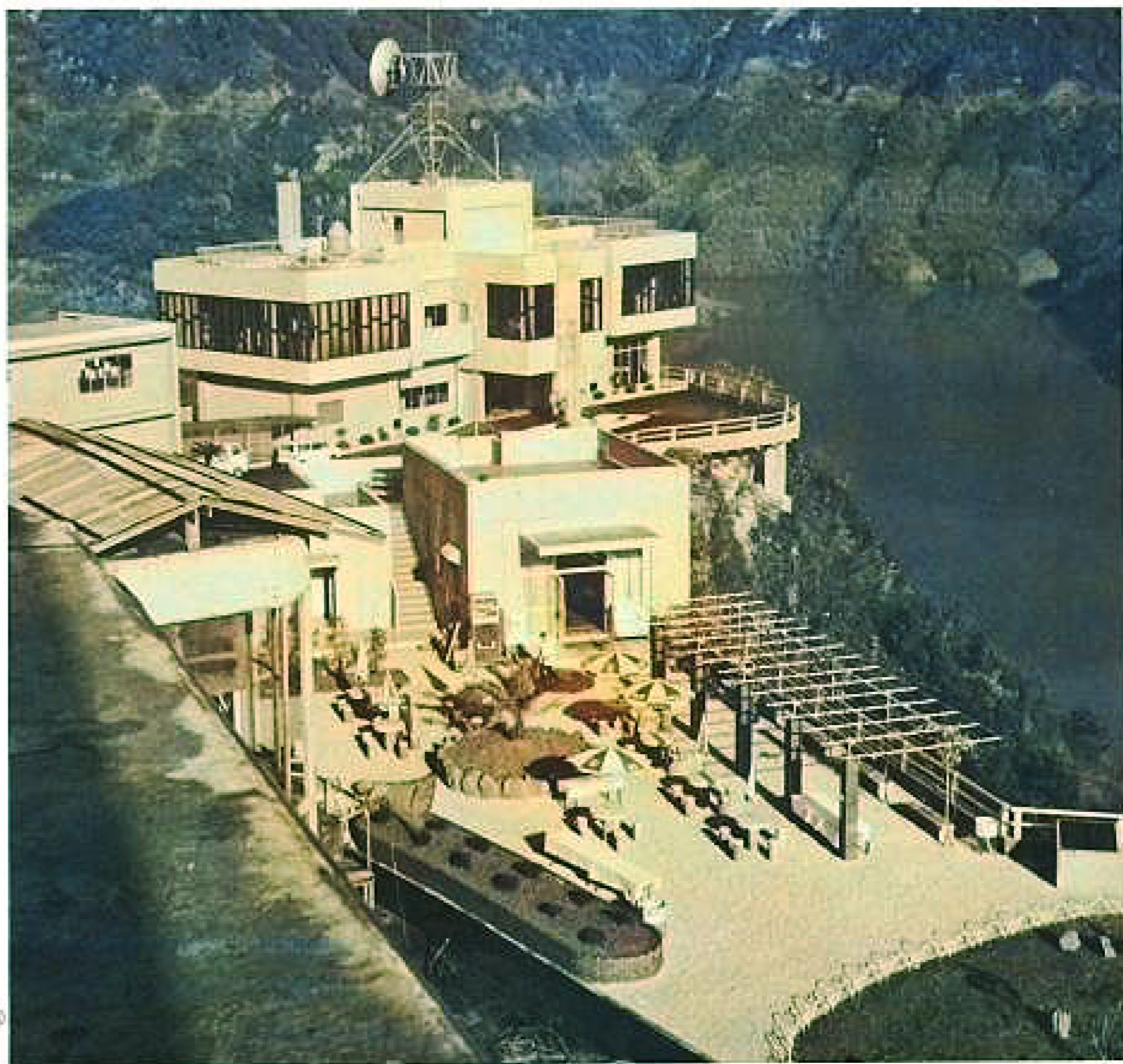
第24条 所長は、ダムから放流を行なう場合においては、下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ無効放流とならないよう努めるものとする。





①

- ① 監視所位置図
- ② 大土雨量観測所
- ③ 水位観測所
- ④ 管理所



④